

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 700億円の内数（463億円の内数）

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修を行う際等に要する改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

事業の概要

【対象事業】

- （１）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 （２）小規模保育改修費等支援事業 （３）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
（４）認可化移行改修費等支援事業 （５）家庭的保育改修費等支援事業 （６）乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

- （１）・新設または定員拡大の場合（１施設当たり）
 利用（増加）定員19名以下 : 19,968千円
 利用（増加）定員20名以上59名以下 : 35,942千円
 利用（増加）定員60名以上 : 73,216千円

・老朽化対応の場合（１施設当たり） : 35,942千円

（２）１事業所当たり : 29,287千円 （３）１施設当たり : 29,287千円 （４）１施設当たり : 42,599千円

（５）・保育所で行う場合（１か所当たり） : 29,287千円 ・保育所以外で行う場合（１か所当たり） : 3,194千円

（６）１事業所当たり ・改修費等 : 4,876千円 ・礼金及び賃借料（開設前月分） : 600千円

【補助割合】 （１）～（４）、（６） 国 : 1/2、市区町村 : 1/4、設置主体 : 1/4 （*）国 : 1/2、市区町村 : 1/2
 （５） 国 : 1/2、市区町村 : 1/2

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）

【（５）以外 国 : 2/3、市区町村 : 1/12、設置主体 : 1/4 （*）国 : 2/3、市区町村 : 1/3】
 【（５） 国 : 2/3、市区町村 : 1/3】

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業を実施するこども誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

（*）公立の場合の補助率（（２）、（６）に限る）